

令和7年度 鳥取県木造住宅生産事業者間連携支援事業

住宅の見学会や講演会等を通して、木造住宅生産者が連携して県産材利用や健康省エネ住宅等の情報発信をしていく取り組みを支援します！

最大**20万円**
(事業費の1/2)

設計事務所

建設会社
工務店

木材供給
事業者



補助の要件

※以下の3つの要件を満たす必要があります

- 1 建設・設計・木材供給事業者のうち2者以上が連携して補助事業を実施すること
 - ・過去3年以内にとっとり住まいる支援事業補助金の活用実績があること
 - ・連携する事業者の役員が1/2以上重複しないこと
- 2 補助事業の内容に次のいずれかの取組が含まれていること
 - 住宅の見学会、講演会等 ○完成住宅等の紹介、住宅施策の普及啓発に関する広報活動
 - 住宅施策普及のための事業者研修会
 - ・住宅の見学会を行う場合は住まいる支援事業補助金の交付決定又は登録決定を受けた住宅であること
 - ・作成する動画は、完成住宅等の紹介、住宅施策の普及啓発に関するもの
- 3 とっとり住まいる支援事業補助金及び県産材を活用した木造住宅に関し情報提供を行うこと

補助金の額

次の表の項目について情報提供を行った場合、情報提供に要した費用の1/2を補助します。
補助金額の上限は①の額に②～⑤のうち情報提供を行う項目の額を加算します。(最大20万円)

1 情報提供する項目	2 補助金額
①住まいる支援事業&県産材を活用した住宅	10万円
②とっとり健康省エネ住宅	10万円
③地域建築技能	5万円
④長期優良住宅	5万円
⑤耐震等級3以上	5万円

※見学会の開催、完成住宅等の紹介動画を作成する場合には、「とっとり住まいる支援事業補助金」の交付を受ける住宅で行ってください。

申請様式等は
県庁ホームページから
ダウンロードいただけます



注意事項

- ・見学会等の事業は交付決定後に着手し、令和8年3月31日までに事業を完了してください。
- ・見学会及び動画を作成する場合は、各補助事業に該当する住宅であることが条件となります。
- ・広報物には①及び②～⑤で選択した事業について記載してください。
- ・以下の経費については補助対象外となります。

消耗品費(手袋、スリッパ、お茶、お菓子、来場者への景品等)

見学会場とする住宅の建築主への謝礼及び光熱費、会社のパンフレット・カタログ

手続き等

募集期間:令和7年4月1日(火)から随時募集中

※1 予算額に達した時点で終了 ※2 予算額に達しなかった場合は募集期間を延長します

募集詳細:県庁住宅政策課HP <https://www.pref.tottori.lg.jp/jyutaku-seisaku/>

交付申請:交付申請書・事業計画書・収支予算書に必要事項を記載し

県庁住宅政策課へ提出(電子申請、電子メール、郵送いずれも可)

実績報告:事業完了後30日以内に実績報告書と必要書類を県庁住宅政策課へ
提出してください

補助金
交付申請

書類審査

補助金交
付決定

見学会等
の開催

補助金実
績報告

書類審査

補助金の
支払い

お問合せ

県庁住宅政策課

〒680-0857 鳥取市東町一丁目220番地
電話:0857-26-7398 ファクシミリ:0857-26-8113
Eメール:jyutaku-seisaku@pref.tottori.lg.jp